

刑法 17 次のうち、盗品等に関する罪が成立する事例として、正しいのはどれか。

- (1) 甲は、乙と空き巣を共謀し、見張りを担当した。乙が空き巣を実行し、現金等を窃取して共に逃走した後、乙が盗んだ現金等の2分の1を貰い受けた。
- (2) 甲は、乙の自転車が丙から脅し取った現金で購入したものであることを知りながら、定価の半額で乙からこれを買った。
- (3) 甲は、1か月前に乙が盗んだゲームソフトを丙がその情を知らずに買い取ったことを知りながら、定価の半額で丙からこれを買った。
- (4) 甲は、乙が所持している現金が賭博によって得たものであることを知りながら、無利子でこの現金を借りた。
- (5) 甲は、乙がディスカウントショップからだまし取った商品を、その情を知らず有償で保管する約束をした。

刑訴法 18 次の、逮捕後の弁解の機会の付与等に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 被逮捕者の引致を受けた司法警察員は、弁解の機会の付与に先立って弁護人選任権を告げることとされているが、その際、特定の弁護人を示唆し、又は推薦してもよい。
- (2) 「弁解の機会の付与」とは、被疑事実そのものについての弁解のみならず、逮捕に対する不服の申述の機会を被疑者に与えることであり、この手続が行われたことを証明するために、この弁解を弁解録取書に記載しなければならない。
- (3) 泥酔状態で、署名押印ができないような状態であっても、弁解の機会を与え、署名押印ができない状態を弁解録取書に記載しておく必要がある。
- (4) 自首犯人を逮捕した場合においても、法定手続に従って弁解の機会を与えた上、弁解録取書を作成しなければならない。
- (5) 外国人被疑者の引致を受けた場合であっても、日本人の被疑者と同様、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人選任権の告知を行った上、弁解を録取しなければならない。

刑訴法 19 次の、検索・差押えに関する記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 検索・差押え中、執行状況を動画撮影していた被処分者の関係者からカメラを奪ってカメラ内のSDカードを抜き取る行為は、違法な行為となる可能性がある。
- (2) 検索差押許可状により押収した強盗事件の被疑者の預金通帳について、被疑者の同意なく強取金の出納状況をATMにより記帳して確認する行為は、押収物の通帳に新たな文字を記入することから違法な行為となる。
- (3) 覚醒剤取締法違反の被疑者を逮捕するとともに、同人の所持する携帯電話を押収した場合、当該携帯電話のメモリー機能から電話番号を確認することは、検索・差押えに伴う必要な処分として行うことができる。
- (4) 検索・差押えの現場において、多数の電磁的記録媒体が存在するときは、その記録内容をその現場で確認することなく、パソコン等を差し押さえることができる。
- (5) 検索・差押えの現場に所在する施錠された金庫を開ける際に、被処分者が開錠に協力しない場合は、金庫の錠の破壊が常に許されると解すべきではない。

刑訴法 20 次の、令状によらない検索に関する記述であるが、正しいのはどれか。

- (1) 会社員Aは、アパートの自室に帰ったところ、同じアパートの住人甲が部屋の内部を物色中であつた。そこで、Aが現行犯人として逮捕しようとしたところ、甲は自室に逃げ込んだので同所に立ち入り、検索した。
- (2) B巡査が警ら中、ビルのドアの施錠設備が破壊されていたことから、窃盗被害の発生が予測されたため、同建物内に立ち入り、犯人を捜索した。
- (3) C巡査部長が警ら中、乙を挙動不審者として呼び止め職務質問をしたところ、乙が突然逃走して、Xアパート内に逃げ込んだので、同所に立ち入り、乙を捜索した。
- (4) D巡査部長は、路上で丙のスリ行為を現認したので逮捕しようとしたところ、丙は逃走し、Y方邸内に逃げ込んだので、同邸内に立ち入り、丙を捜索した。
- (5) 詐欺事件の被疑者丁を通常逮捕するため、立ち回り先Z宅に赴いたところ、Z宅前の路上にいた丁が警察官の姿を見るなり逃走した。しかし、Z宅に証拠品が隠匿されている疑いが強いので、令状なしに捜索した。

が認められる場合、その情報が実際に記録されているかをその場で確認していたのでは、記録された情報を破壊される危険がある場合は、内容を確認することなく、当該パソコン、フロッピーディスク等を差し押さえることが許される」旨を判示している(最決平10.5.1)。

- (5) 妥当。金庫業者に依頼して錠を開けることも一方法であり、他に適当な方法があるにもかかわらず、必要な限度を超えて物の破壊等を行えば、その手続自体が違法となるほか、生じた損害についての賠償責任を負うこともある(東京地判昭44.12.16)。金庫の錠の破壊は、やむを得ない措置としての手段と解すべきである。

刑訴法 20 令状によらない搜索

- (1) 誤り。令状なくして人の住居等に入り、被疑者を搜索することができるのは、捜査機関(検察官・検察事務官・司法警察職員)に限られている。私人には認められていない(刑訴法220条1項・3項)。
- (2) 誤り。施錠設備が破壊されていても、犯人が建物内にいるかもしれないという漠然とした推測であり、刑訴法が要求する「逮捕する場合」という要件が満たされていない。したがって、令状なく建物内に立ち入り、搜索することはできない。
- (3) 誤り。職務質問に応じないで逃走した事実は、不審事由ではあるが、それが直ちに犯罪と結び付くとはいえないから、その事実だけで逮捕することはできず、「逮捕する場合」という要件が満たされていない。乙を発見するための搜索もできない。
- (4) 正しい。司法警察職員は、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、人の住居等に入り被疑者の搜索をすることができる(刑訴法220条1項1号)。この搜索には、令状を必要としない(刑訴法220条3項)。さらに、この搜索において急速を要するときは、住居主等の立会いを要しない(刑訴法222条2項)。以上により、D巡査部長は、Y方邸内に立ち入り丙を搜索することができる。
- (5) 誤り。丁は警察官の姿を見るなり逃走していることから、逮捕に着手したというだけではできず、刑訴法が要求する「逮捕する場合」という要件が満たされていない。したがって、令状によらない搜索はできない。

刑訴法 21 逮捕のための被疑者の搜索

- (1) 正しい。被疑者を逮捕する場合であれば、逮捕の種別を問わず、令状なく人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者を搜索することができる(刑訴法220条1項1号、3項)。
- (2) 正しい。刑訴法220条1項には、逮捕のため、令状なく他人の住居等に立ち入り、被疑者を搜索する場合は、「必要があるとき」に限られることが規定されている(札幌高判昭37.9.11)。
- (3) 正しい。枝文の場合において、令状なく被疑者の搜索を行うことができるのは、被疑者が逃げ込んだ蓋然性の高い部屋に限られ、全ての部屋について搜索することはできない。
- (4) 正しい。人の住居等で逮捕のため被疑者の搜索を行うには、原則として住居主等の立会いが必要である(刑訴法222条1項・114条2項)。ただし、急速を要するときは、立会いの規定が除外されている(刑訴法222条2項)。
- (5) 誤り。公務所内で逮捕のための被疑者の搜索を行うには、その長等の立会いが必要とされている(刑訴法222条1項・114条1項)。公務所における搜索については、立会いの規定は除外されておらず、原則どおり立会いが必要となる。

刑訴法 22 逮捕の現場における搜索・差押え

- (1) 妥当。判例は、逮捕した被疑者の身体又は所持品に対し搜索・差押え等の処分を行う場合は、逮捕現場付近の状況に照らし、被疑者の名誉等を害したり、被疑者らの抵抗による混乱を生じたり、現場付近の交通を妨げたりするおそれがあるなどの事情により、その場で直ちに処分を実施することが適当でないときは、速やかに被疑者を処分の実施に適する最寄りの場所まで連行した上で実施することも、刑訴法220条1項2号にいう「逮捕の現場」における搜索・差押えと同視でき、適法であるとしている(最決平8.1.29)。
- (2) 妥当。逮捕行為に着手したものの、被疑者に逃走されるなどして逮捕が不成功に終わったとしても、逮捕の現場における令状によらない搜索・差押えをすることができる。枝文の場合、逮捕に着手した場所である被疑者の自宅内において搜索・差押えをすることができる。



3

甲男は、A女との復縁を目的に、乙男を従えて車でA女宅に向かい、A女を呼び出し、甲男宅へ連れて行こうとしたが、A女が拒否したため、乙男と共に抵抗するA女を強引に車の中に押し込み、甲男宅へ向かった。甲男宅に到着後、甲男は自室でA女に復縁を迫ったが断られたため、果物ナイフを向けて「お前も、家族もどうなっても知らないぞ」と脅し続けた。A女は、「殺されるかもしれない」との恐怖心から、約30分後、甲男らの隙を見て窓ガラスを叩き割り、屋外に飛び出したところで転倒し、割れたガラスで全治10日の怪我を負った。この場合における甲男と乙男の刑責について述べなさい。

逮捕監禁致傷罪の成否【事例】

- 答案構成
- 1 結論
 - 2 事例における論点
 - 3 逮捕監禁罪・同致傷罪
 - 4 事例の検討

答案例

1 結論

甲男と乙男は、逮捕監禁致傷罪の共同正犯としての刑責を負う。

2 事例における論点

(1) 逮捕・監禁を行った際の暴行・脅迫の評価

甲男と乙男は、共同してA女を強引に車の中に押し込むなど、暴行・脅迫を加えているため、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反(共同暴行)の適用が考えられる。

(2) 逮捕・監禁行為とA女の負傷との因果関係

A女の負傷について、当該逮捕・監禁行為に起因したのものとして、逮捕監禁罪^{▶1}の結果的加重犯である逮捕監禁致傷罪^{▶2}とするか、又は、別個に傷害罪^{▶3}を適用するかが問題となる。

3 逮捕監禁罪・同致傷罪

- (1) 逮捕監禁罪は、不法に人を逮捕し、又は監禁する罪である。逮捕・監禁のいずれも自由を奪う行為であるため、ある程度の時間、拘束状態を継続する必要があるが、その手段・方法に制限はないため、欺き行為によるものも含まれる。
- (2) 逮捕監禁致傷罪は、逮捕監禁罪の実行行為により人に傷害を負わせることによって成立する結果的加重犯であり、逮捕監禁と、傷害との間に因果関係がある

ことが成立要件である。したがって、逮捕監禁致傷罪が成立するためには、被害者の傷害が、逮捕・監禁行為自体もしくはその手段としての行為に起因して発生したことを要するが、逮捕監禁状態から脱出しようとした被害者の自招行為によって傷害の結果を生じた場合でも、因果関係が認められる^{▶4}。

4 事例の検討

(1) 逮捕の際の暴行・監禁中の脅迫

ア 甲男及び乙男は、A女に逮捕行為を行う際に車両に押し込むなどの暴行を加えているほか、監禁中に果物ナイフを向けて脅迫している。

イ 逮捕監禁罪の手段である暴行・脅迫について、別個に暴行^{▶5}・脅迫^{▶6}の罪が成立するか否かについて判例は、「監禁罪の手段として行われた暴行や脅迫をその中に吸収し、別罪は成立しない」「監禁罪の手段として行われた暴力行為等処罰ニ関スル法律1条^{▶7}所定の暴行脅迫も、監禁罪に吸収される」とし、観念的競合にはならないとしている^{▶8}。したがって、甲男及び乙男による暴行・脅迫は、独立の犯罪を構成せず、逮捕監禁罪に吸収される。

(2) A女の負傷

A女の負傷は、監禁の結果として発生したものであり、A女自身の行為が介在したとしても、当該監禁と傷害との間に因果関係が認められる。したがって、甲男及び乙男は、逮捕監禁致傷罪の刑責を負う。